平成２３年（フ）第７５９号
栃木県那須塩原市三区町548番地57　コーポサンライズ203号、前住所栃木県大田原市蜂巣140番地
債務者　半澤　喜一
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６２号
栃木県宇都宮市上横田町880番地３　サンモリッツハイツＡ―203
債務者　橋本　亜紀
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６３号
栃木県那須塩原市西富山11番地２　ハウスたけい２号
債務者　室井　泰彦
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６４号
栃木県宇都宮市竹林町89番地36　東ハイツ２－２棟
債務者　横山　育代
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４５号
岡山市北区厚生町２丁目４番13号
債務者　弓野　幸広
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４６号
岡山市北区厚生町２丁目４番13号
債務者　弓野由美子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４６号
栃木県下野市下古山2920番地16、前住所栃木県下野市石橋57番地１
債務者　飯塚　靖典
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５１号
東京都小金井市貫井南町２丁目１番５号プレリュード201
債務者　山下　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７２３号
横浜市西区浅間町４丁目334番地７　ＮＯＢ横浜503号
債務者　山口　真吾
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７８８号
横浜市金沢区釜利谷東４丁目49番12―105号
債務者　吉川　康隆（旧氏名吉川元）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８７３号
神奈川県綾瀬市大上６丁目５番13―302号
債務者　根本　英里
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８２号
東京都町田市金森777番地第６都営金森７―206
債務者　新倉　正治
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４８５号
東京都八王子市子安町２丁目34番18号ＦＯＲＴ子安308号
債務者　小林　　伸
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５４号
島根県江津市桜江町今田260番地
債務者　大屋　雅文
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分　松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第５５号
島根県江津市桜江町今田260番地
債務者　大屋しのぶ
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分　松江地方裁判所浜田支部